

## 個人住民税のふるさと納税制度の疑問点

川村栄一

### はじめに

最近、個人住民税の「ふるさと納税」制度に関する記事や報道等が目立っているように思える。

書店では、ふるさと納税の活用を勧める書籍が並べられており、車内吊りの広告では、ふるさと納税の活用方法が記載されていると思えるサイトの案内があり、新聞報道においても、ふるさと納税の返礼品の金額別ランキングのような記事、特定の市町村がチケットの交付やレンタカーの無償使用を認めているなどの記事も見受けられる。今年度の税制改正では、寄附金税額控除の限度額が所得割額の10%限度から同20%限度に引き上げられたことから、「お得度2倍」というような記事まで見受けられる。

筆者は、長年にわたり地方税の課税実務や制度等に携わってきた経験から、このような「ふるさと納税」の制度には、運用面の問題のみならず、制度的にも、問題点（欠陥というといふ過ぎであろうか。）があるのではないかと危惧している。

以下、気がついた点を述べておきたい。

### 1 個人住民税とふるさと納税(寄附金税額控除)とは

ふるさと納税とは、個人住民税所得割額の寄附金税額控除のことをいう。

個人住民税というときは、道府県民税と市町村民税とをあわせたものをいう。道府県民税と市町村民税には、いずれも、一律に定額で課される均等割と所得に対して課される所得割とからなっている。ここでは、道府県民税と市町村民税とを含め、ひとまとめにして個人住民税ということにする。

個人住民税の寄附金税額控除は、所得割額から控除される。

地方公共団体に対する寄附金については、所得税において、所得控除である寄附金控除（総所得金額等の40%限度）の適用があり、2千円を超える部分にその納税義務者に適用される限界税率（その者の最高税率）を適用して計算した所得税額が控除される。

個人住民税では、所得税のような所得控除ではなく、寄附金税額控除の適用がある。寄附金の額が、総所得金額等の30%限度で、かつ、所得割額の20%限度（平成27年度税制改正後）であれば、所得税額の控除額を除いた2千円を超える税額が全額控除される。よりわかりやすくいえば、納税者の国税・地方税の納税額の一

定額の範囲内の寄附金であれば、2千円を自己負担額とするだけで、残る税額は、全て控除されることになるのである。

## 2 ふるさと納税制度の問題点とその検討

このふるさと納税制度に問題点はないのか、具体的な設例により考えてみよう。

ある市町村に対し、5千円の寄附をすると、2千円相当の返礼品をもらえるでしょう。東京都特別区に在住する個人のAさんが、5千円の寄附を10回にわたって計5万円の寄附をした場合には、計2万円相当の返礼品を受け取ることができる。

5万円の寄附金が、寄附金税額控除の限度額の範囲内であれば、Aさんは、対価2万円を得ているにもかかわらず、2千円のみが自己負担額となり、残る4万8千円は、全額が所得税額及び個人住民税所得割額から控除されることになる。これは、寄附金税額控除の運用として、適切といえるだろうか。

総務省の道府県及び市町村に対するいわゆる「取扱通知」においては、寄附金税額控除の運用について、寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような寄附の募集をする行為を行わないようにすること、具体的には、高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）の送付を行わないよう、通知している。

至極もったもな通知内容である。しかし、ふるさと納税制度には、こうした運用上の問題だけではなく、税制上、問題はないのであろうか。以下、寄附金税額控除の問題を、税制の制度面と租税の本質から、考えてみよう。

### (1) 所得税法の税制面からの検討

上記の設例では、Aさんは、計2万円相当の返礼品を受け取っているため、これは、経済的利益を得たことになる。経済的利益は、所得税法上、10種類の所得の種類に応じ、収入金額とし、又は総収入金額に算入しなければならない。

この経済的利益がいずれの所得の種類に該当するののかについては、総務省は一時所得に当たると考えている（前掲総務省通知）。一時所得に当たれば、特別控除額50万円（限度額）を控除することができるので、設例のAさんは、一時所得の金額はないことになり、所得税・個人住民税の課税関係は生じないことになる。

しかし、本当にそういえるであろうか。

一時所得に当たるためには、所得税法の条文上、①「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること」及び②「資産の譲渡の対価としての性質を有しないこと」という各要件を満たす必要があるとされている。

ここにいう「寄附」とは、所得税法の「資産の譲渡」における「譲渡」に当たるので、そうとすれば、一時所得の要件を満たさないと考えられる。

例えば、重要文化財を国や地方公共団体に対して寄附をした場合において、譲渡益が発生するときは、本来は、譲渡所得課税がなされるべきであるが、租税特別措置法は、こうした寄附の実情等に鑑み、譲渡所得を非課税としている。ということ

は、寄附は譲渡に当たるから、このような規定を置いているということである。

したがって、寄附によって対価を得た場合のその対価の所得の種類は、一時所得に当たるための前掲②の要件を満たさず、一時所得には当たらないということになりそうである。

また、寄附に伴う対価を得ることを目的として、継続的に寄附をしてその対価を得ている場合には、一時所得に当たるための前掲①の要件も満たさないと考えられる。なお、「資産の譲渡」における「資産」には金銭は含まれないが、一時所得では、譲渡所得の要件を検討する必要はないと考える。

そうすると、これらの事例における所得の種類は、一時所得ではなく、雑所得であると考えるべきであろう。

雑所得の金額の計算については、総収入金額から必要経費を控除するが、ふるさと納税における寄附については、必要経費はないか、あっても僅少な額であろう。

寄附をする者が給与所得者又は公的年金等の雑所得の対象となる者である場合には、これらの所得以外の所得の金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告義務はない。しかし、個人住民税においては、このような申告不要制度は存在しない。所得金額がある限り、申告しなければならない。

## (2) 法人税法の税制面からの検討

地方公共団体は、法人税法上の法人（別表1の公共法人）の一つであり、いわゆる大法人の範疇に入る。地方公共団体は公共的性格を有するため、法人税は非課税とされている。

公共法人や収益事業を営まない公益法人等を除けば、法人は、法人税法及び租税特別措置法の規定の適用を受け、損益計算後の所得の金額があれば、法人税の納税義務を負う。

地方公共団体が寄附をした者に返礼品の贈与をするその費用は、交際費に当たる可能性が高いと考える。交際費については、いわゆる大法人であれば、飲食費を除く交際費は損金算入が認められず、全額益金に算入しなければならない。この交際費に当たらず、損金算入が認められる例としては、租税特別措置法施行令において、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭い等の贈与に通常要する費用とされている。

この交際費に当たるための要件については、裁判例により、①支出の相手方が事業関係者等であること、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ること、③行為の形態が接待、贈答その他これらに類する行為であること、の3要件を満たすことが必要であるとされているが、地方公共団体の返礼品については、寄附者は地方公共団体の関係者に当たり、地方公共団体は寄附をしてもらう（場合によっては継続的に）という円滑な関係の構築に資するものであり、行為の形態は贈答であるから、3要件を全て満たしていそうである。

地方公共団体は、法人税法上の非課税法人であるので、法人税法及び租税特別措置法等の課税規定の直接の適用はない。しかし、地方公共団体といえども、法人税法上の一法人である以上、法人税法及び租税特別措置法等の規定の趣旨はあてはま

るであろう。少なくとも、これらの規定の趣旨を踏まえた対応をすることが求められるというべきであろう。そうとすれば、ふるさと納税に対する返礼品は、カレンダー等の類いに止めておくべきであろう（これは運用上の問題でもある）。

### (3) 租税の本質からの検討

租税は、サラリーマン税金訴訟の最高裁昭和60年3月27日大法廷判決の判示に照らせば、特別の給付に対する反対給付としてでなく、資金調達目的で強制的に課す金銭である。

すなわち、租税の性格は、無償性が大原則であり、対価性はあってはならないというべきである。

## 3 ふるさと納税制度の見直しの方向性

ふるさと納税における対価については、これまでみたように、極めて疑わしい税制上の疑問点が存するといえる。そうであれば、何らかの疑問点の解消策が必要であろう。できれば、廃止すべきではないか。

廃止でなければ、少なくとも次のような措置を講じるべきであろう。

例えば、所得税法の規定をみると、災害により住宅家財等に損失を受けた場合には、雑損控除の適用があり、所定の損失額を所得控除することができる。ただし、控除できる金額は、保険金等により補填された金額を除くこととされている。

事業用固定資産について生じた損失については、事業所得の金額等から控除することができるが、同様に、控除できる金額は、保険金等により補填された金額を除くこととされている。

個人住民税の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額等である。この総所得金額等の計算には、所得税法等の所得計算規定が、一部の例外を除き、包括的に適用されるのであるから、上記2つの所得税法の規定は、そのまま個人住民税に適用される。

ふるさと納税についても、上記2つの規定と同様、寄附金を支出したことに伴って返礼品等の対価相当額を得た場合には、寄附金税額控除の対象となる額から控除すべきであろう。

そうすることによって、寄附は人の善意に根ざすものであるとの寄附金税額控除の本来の姿に立ち返ることができるのではないだろうか。

## 終わりに

公表されているデータ（平成26年度実績）によれば、東京都（都民税及び区市町村税）から出て行く寄附金税額控除額は、18億円を超えている。2番目の神奈川県は3倍を超えている。都民が納税した個人住民税の18億円超が都外に流失しているのである。

こうした実態をみると、筆者には、ふるさと納税とは、寄附に名を借りた税源の移転ではないかという疑問が、常につきまとっている。

最近、個人のふるさと納税に類似した法人住民税の税額控除を創設することが検討されていることが報道されたが、本稿で指摘したふるさと納税制度の疑問点の検討が先であるように思うが、どうであろうか。